

平成 26 年 第 3 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成 26 年 12 月 22 日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成26年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
議長のあいさつ	3
竹内脩管理者開会のあいさつ	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議事日程の報告	6
会期の決定	6
報告第2号 専決事項の報告について	6
滝本耕三枚方消防署長の提案理由の説明	6
認定第1号 平成25年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	7
岩田勝成会計管理者の提案理由の説明	7
田中久子議員の討論	10
認定第1号採決	11
議案第22号 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員の選任の同意について	11
竹内脩管理者の提案理由の説明	11
議案第22号採決	11
議案第23号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	12
丹羽隆総務部長の提案理由の説明	12
議案第23号採決	13
議案第24号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	14
角石信宏予防部長の提案理由の説明	14
議案第24号採決	15
一般質問 前田富枝議員	16
丹羽隆総務部長の答弁	16
前田富枝議員の再質問	16
藤中明広消防長の答弁	17
前田富枝議員の再質問（要望）	17
竹内脩管理者閉会のあいさつ	18
有山正信議長閉会のあいさつ	18
閉会（午前10時53分）	18

平成 26 年 12 月 22 日（月）

平成 26 年 第 3 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成26年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成26年12月22日（月）

出席議員（16名）

1番	有山	正信	7番	鍛冶谷	知宏	13番	前田	富枝
2番	上田	健二	8番	住田	利博	14番	梶田	義則
3番	上野	尚子	9番	田中	久子	15番	松浦	幸夫
4番	榎本	桂子	10番	堤	幸子	16番	松本	順一
5番	岡	由美	11番	廣岡	芳樹			
6番	岡沢	龍一	12番	堀井	勝			

地方自治法第121条による出席者

管理者	竹内	脩	枚方消防署長	滝本	耕三
副管理者	馬場	好弘	枚方東消防署長	宮崎	洋道
副管理者	奥野	章	寝屋川消防署長	幸	徹
会計管理者	岩田	勝成	総務部参事	東口	敏巳
消防長	藤中	明広	総務部参事	森本	祐司
消防次長	分林	新吾	警防部参事	古川	昌純
消防次長兼警防部長	荒木	秀隆	枚方市市民安全部長	佐藤	伸彦
総務部長	丹羽	隆	寝屋川市理事兼危機管理監	久本	歩
予防部長	角石	信宏			

議 事 日 程（平成26年12月22日 午前10時00分開会）

- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 専決事項の報告について |
| 日程第3 | 認定第1号 | 平成25年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第22号 | 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員の選任の同意について |
| 日程第5 | 議案第23号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第24号 | 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第7 | | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 足立隆儀

(午前10時00分)

○議長（有山正信君） 皆様、おはようございます。本日は枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年末何かとご多用にも関わりませず、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、只今から平成26年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者のあいさつをお受けします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） おはようございます。本日は、平成26年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところあとわずかとなり、火災が起こりやすい時期を迎え、本消防組合では、12月1日から歳末警戒に入り、20日からは体制を一層強化し、昼夜にわたり特別警戒を実施いたしております。

また、不特定多数の方が利用し、混雑が予想される大型量販店等を対象に特命の立入検査を実施し、利用者の安全確保と防火管理の強化にも努めているところです。

市民の皆様には健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き気を引き締めながら、警戒・予防活動に取り組んでまいります。

さて、この一年を振り返りますと、8月の広島市での土砂災害や9月の御嶽山での火山災害をはじめ10月の台風18号と19号や先月の長野県北部での地震など、今年も全国各地で様々な災害が発生し、多くの尊い生命と財産が失われております。

特に、長野県北部地震では、住宅の全半壊など大きな被害があったにも関わらず、死者は一人もなく、その背景には日頃からの住民同士の深いつながりがあり、災害時の初動体制で求められています「互助、共助」がスムーズに実行されたものであり、今後参考とすべきことが多い事例です。

近年、災害は、いつ、どこで、どのように発生するかわからない状況であり、これまで以上に地域の防災力の強化が求められています。そのため、本消防組合では、今年度から出張所に配置した管理職員を中心にコミュニティや自治会等の様々な集まりに積極的に顔を出し、消防・防災に関する話しやPR活動を行うなど、市民の皆様との対話を通じて消防を身近に感じていただく取り組みを全署所で推進しているところです。

こうした取り組みを積み重ねていくことにより市民の皆様の防火防災意識が広がり、そして高まり、結果として、地域の自主防災活動が活発となり、減災対策につながっていくことを期待しているところです。

また、今年度に全世帯に配布する防災のてびきにつきましては、現在、コミュニティや自治会など各団体の代表を務められています皆様のご協力の下、枚方・寝屋川両市の実情をより反映した消防組合オリジナルのものを作成しているところです。

このてびきは、来年3月末頃に配布を予定しておりますが、配布にあたりましては、広報や周知をしっかりと行いながら、てびきの活用を通じて市民の皆様の防火防災意識を高めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年末から各小学校のご協力の下、小学生の高学年を対象に命の大切さを含めた救急指導を行っています「PUSH・いのちの授業」につきましては、大変好評をいただいているところであり、今後も目標数の達成に向け推進してまいります。

近年、AEDにつきましては、公共施設だけではなく民間施設にも設置が促進されている中で、一人でも多くの市民の皆様に積極的かつ有効に使っていただき、いざという時に誰もが助けることができるよう、今後も各種救命講習にも力を注ぎ、救命の輪を広げる取り組みを行ってまいります。

一方、本年2月末に着工しました新消防本部庁舎の進捗状況につきましては、9月末に今回の目玉となる免震装置の設置を終え、現在は、最上階となる5階まで鉄骨の骨組みが組み建てられ、2階部までの床面にコンクリートが打設された状況でございます。

現段階では、運用開始日を確定できる状況ではございませんが、竣工時期が明らかになり次第、議員の皆様にもお知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本消防組合と交野市消防本部との消防指令業務の共同運用につきまして、先月の全員協議会におきまして、規約案等をご説明させていただいたところであり、来年3月の消防組合議会定例会において規約案をご提案させていただき、事務手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

平成22年4月に設置し、これまでの間、検討を積み重ねてきました組合消防の在り方検討委員会につきましては、まもなく委員会の報告書案がまとまる所であり、今後、全員協議会や構成市の市議会等に対し、ご説明、ご報告させていただき、今年

度中をめぐりに一定の方向性を集約していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

平成23年度からスタートしました第3次将来構想計画につきましては、来年度で期間満了を迎えますことから、次期将来構想計画の策定に向けた検討委員会を先日設置したところです。

まずは、現在の第3次将来構想計画を検証した上で、来年度の上半期を目標に次期計画案を作成し、その後、議員の皆様にお示しをさせていただき、ご意見等をお伺いしていきたいと考えております。

なお、第3次将来構想計画の検証結果等につきましては、次回の全員協議会でご報告させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

このように、本消防組合では、様々な課題を抱えておりますが、今後も安心・安全なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様には、引き続き温かいご指導、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本日は、平成25年度消防組合歳入歳出決算の認定以外に専決事項の報告や公平委員会委員の選任同意、2件の条例改正の議案を提案させていただいておりますので、何とぞ、よろしくご審議の上、ご認定、ご同意、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

どうぞ、宜しく願いいたします。

○議長（有山正信君） 管理者の挨拶が終わりました。

次に、事務局より諸般の報告をさせます。

○事務局長（足立隆儀君） ご報告申し上げます。まず、議員の出席状況からご報告致します。本日の会議の只今の出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成25年度、平成26年4月分及び平成26年度5月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（有山正信君） 只今、報告させましたとおり出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。「4番榎本議員」「6番岡沢議員」以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をさせます。

○事務局長（足立隆儀君） 議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 2 号 専決事項の報告について
- 日程第 3 認定第 1 号 平成 25 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 22 号 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員の選任の同意について
- 日程第 5 議案第 23 号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 24 号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 7 一般質問

以上です。

○議長（有山正信君） 只今の議事日程により、本日の会議を進めてまいります。

それでは初めに、日程第 1 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本議会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2 報告第 2 号「地方自治法第 180 条に基づく専決事項の報告について」を議題といたします。専決第 3 号損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。滝本枚方消防署長。

○枚方消防署長（滝本耕三君） 只今、上程いただきました報告第 2 号専決事項の報告につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書 2 ページをお開き願います。事故の概要につきまして、平成 26 年 6 月 28 日午前 9 時 5 分頃に発生した救急事案に出動した枚方消防署川

越出張所配備の救急車が、枚方市村野南町2番2号付近道路上に駐車中の軽乗用車の横を通過しようとした際に、救急車の右後輪フェンダー部等を軽乗用車の右側後方に接触させ損傷させたものがございます。

事故の原因につきましては、軽乗用車の横を通過する際、救急車の左前輪が道路東側駐車場の縁石に接触したため、機関員がハンドルを右に切ったことにより発生した事故であり、機関員の操作ミスと乗組員の安全確認の欠如が重なり発生したものでございます。

損害賠償につきましては、同年7月16日に示談が整い、当方側にすべて過失があることから、11万6,200円を相手方のフロレス・ナカムラ・ロリー氏に対して支払ったものがございます。

参考資料としまして、3ページに物件損害に関する承諾書、4ページに事故現場の付近見取図を添付しておりますので、ご参照願います。

ご迷惑をおかけいたしました関係者に深くお詫び申し上げます。事故後直ちに、事故当事者に対しまして厳しく注意するとともに同様の事故が発生しないように、全職員に対し安全運転と周囲の確認の徹底を指導したところであり、今後も安全運転研修などを通じて職員の意識啓発を行い、交通事故の防止に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（有山正信君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上をもって、日程第2報告第2号の専決事項の報告を終結いたします。

次に、日程第3認定第1号「平成25年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について」を、議題といたします。提案理由の説明を求めます。岩田会計管理者。

○会計管理者（岩田勝成君） 只今、上程いただきました認定第1号「平成25年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定」につきまして、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして議会の認定をお願いするものがございます。

平成25年度は、枚方市、寝屋川市、両市の消防防災活動の拠点となる新消防本部庁舎建設工事の着工を始め、交野市との消防指令業務の共同運用を見据えた消防情報システムや消防救急デジタル無線整備などに取り組んでまいりました。

今後も、厳しい財政状況が予測される中で、第3次将来構想計画に基づき、効率的・効果的な業務執行に努め、「安全で安心してくらせるまち」の実現をめざし、着実に取り組んでまいります。

それでは、お手元の「歳入歳出決算書」に基づきご説明申し上げます。決算書の5ページをお開きください。

収入済額の最下段、歳入合計は、75億1,912万5,228円でございます。

続きまして7ページの支出済額の最下段、歳出合計は、73億9,757万2,308円で、歳入歳出差し引き額は、1億2,155万2,920円でございます。

34ページをお開きください。

実質収支でございますが、継続費など翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億2,155万3千円の黒字額となっております。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

まず、歳入関係ですが、第1款 分担金及び負担金は、70億538万1,360円で、組合構成両市からの負担金として、枚方市からは、41億9,717万2,307円、寝屋川市からは、28億776万4,000円を、交野市からは、消防情報システム共同整備負担金として44万5,053円を収入したものでございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は922万7,850円で、主に、危険物関係許可申請等手数料などでございます。

第3款 府支出金は、1,507万9,143円で、その内容としまして、14ページをお開き願います。第1項 府負担金は、府立消防学校への教官派遣職員1名の人件費相当分の職員派遣府負担金 790万7,143円でございます。

第2項 府補助金は、消防用ヘリコプター運営費補助金及び救急搬送情報等収集端末補助金の717万2,000円でございます。

第4款 財産収入、第5款 寄附金の歳入はございません。

16ページをお開き願います。第6款 諸収入は、1,862万3,653円でございます。

第1項 組合預金利子 751円と、第2項は、構成両市へ派遣しております再任用職人件費相当の収入などの雑入 1,862万2,902円でございます。

第7款 組合債は、3億8,740万円で、消防車両購入、新消防本部庁舎建設工事等に係る消防防災施設整備事業債でございます。

第 8 款 繰越金 8,341万3,222円は、平成24年度からの繰越金でございます。

19ページをお開き願います。

以上、歳入合計は、75億1,912万5,228円でございます。

次に、歳出関係についてご説明申し上げます。20ページをお開きください。

第 1 款 議会費 268万20円は、議会運営に要した費用でございます。

第 2 款 総務費は、91万5,472円でございます。

主な内容といたしましては、特別職報酬として公平委員会委員報酬や監査委員報酬などがございます。

22ページに移りまして 第 3 款 消防費は、71億2,232万5,420円でございます。主な内容といたしまして、第 1 目 常備消防費66億3,695万4,490円につきましては、非常勤職員報酬として1,108万214円、25ページをお開きください。消防職員の給料として、24億8,276万5,501円、職員手当等27億2,532万4,378円、共済費8億4,856万8,788円などがございます。

27ページに移りまして、需用費では、消耗品費、燃料費などで、1億9,619万8,956円でございます。

29ページに移りまして、役務費は、通信運搬費や各種機器等の保守検査手数料として、4,797万6,025円でございます。委託料につきましては、消防情報システムの保守及び消防総務事務等業務委託にかかる費用、1億6,055万7,100円でございます。

使用料及び賃借料は、消防情報システム機器などの借上げなど4,736万8,153円でございます。

備品購入費は、空気呼吸器用ボンベや携帯無線機、などの機械器具の購入費用2,582万488円でございます。

負担金、補助及び交付金は、枚方市からの派遣職員の人件費負担金、消防用ヘリコプター運営費負担金などで、7,097万3,181円でございます。

次に第 2 目 消防施設費は、4億8,537万930円で、この主な内容は、31ページをお開きください。委託料は、新消防本部庁舎建築工事に係ります実施設計で2,894万8,500円でございます。工事請負費は、新消防本部庁舎建築工事に係ります前払金、及び氷室、西、両消防出張所の屋上防水等工事で1億6,480万5,550円でございます。

備品購入費は、はしご車1台、高規格救急車3台の消防車両の購入費用で2億8,150万5,000円などがございます。

次に、第4款 公債費は、2億7,165万1,396円で、地方債の元金償還金と利子償還金でございます。

以上、最下段の歳出合計は、73億9,757万2,308円でございます。

なお、35ページから40ページまでの「財産に関する調書」につきましては、勝手ながら説明は省略させていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、「平成25年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定」につきましての提案理由の説明とさせていただきます。添付いたしております「決算審査意見書」並びに「決算に関する主要な施策の成果」をご参照くださいまして、ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（有山正信君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認め質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はありますか。田中議員。

○議員（田中久子君） おはようございます。認定第1号「平成25年度歳入歳出決算の認定」について、賛成の立場で討論を行います。昨年10月臨時議会において国家公務員の給与減額措置に準ずるとして消防職員の給与削減が進められました。国家公務員の給与減額自体が労使合意なしのものであり、更にそれを地方公務員にまで強制することは許されません。消防職員の給与削減が構成市での労使合意なしの中、強行された事は重大な問題であり消防職員にまで広げた事は容認できません。

また、昨年12月定例会において消防職員の一部改正について55歳を超える職員の昇給抑制を実施しました。

構成市である枚方市議会には提出されていない議案であって、給与の昇給抑制はデフレ不況の脱却のためにも、賃金の引き上げや雇用の改善が切実に求められていることに逆行するものでした。火災はもちろん地震や台風などの災害から市民の安全を守るうえで消防職員が果たす役割は極めて大きく、それに見合った給与・労働条件が必要です。

増加する救急件数の対応、防火対象物の管理の徹底や違反是正の取り組みをすすめ、住宅防火対策の推進をしながら火災予防・保安体制の整備などに消防組合として努力されていることをかんがみ、このことだけで決算に反対はしませんが、今後労使合意抜きの給与削減をしないこと、消防職員にまで広げることはしないことを強く求めて

討論といたします。

○議長（有山正信君） 討論が終わりました。他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

他に討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案どおり、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認め、提案のとおり、認定することに決しました。

次に、日程第4「議案第22号枚方寝屋川消防組合公平委員会委員の選任の同意について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） 只今、上程をいただきました議案第22号「枚方寝屋川消防組合公平委員会委員の選任の同意について」の提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書6ページをお開き願います。まことに恐縮ですが、議案書の住所、氏名、生年月日の空欄に寝屋川市から推薦をいただきました公平委員会委員の方の住所、氏名、生年月日を読み上げいたしますのでご記入願います。

まず、住所、寝屋川市仁和寺本町4丁目22番2号、氏名関川信也さん 生年月日昭和49年10月29日でございます。

現・枚方寝屋川消防組合 公平委員会委員の高田晃男氏が平成26年12月31日をもって辞任されるため、後任の委員を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

なお、委員の経歴につきましては、議案第22号参考資料としてお手元に配付させていただいておりますので、ご参照ください。人事行政に関する豊かな知識、経験をいかし、更にご尽力いただけるものと確信しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重にご審議をいただきまして、何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（有山正信君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認め、討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5議案第23号「枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽 隆君） 只今、上程いただきました議案第23号「枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について」の提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の7ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。本案は、本年8月7日に人事院勧告がなされ、本消防組合におきましても、勧告に準じた給与改正を行うとともに、優秀な人材を確保するため、新規採用者の初任給を改正したことに伴う在職者調整のため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案書の8ページをお開き願います。改正条例の第1条は枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございます。はじめに9ページに記載しています別表についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の10ページをお開き願います

給料表の改正で人事院勧告に準じて給料月額を平均0.3%引き上げるものでございます。次に、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。議案書の17ページをお開き願います。

改正条例第1条関係の第34条の改正につきましては、交通用具使用者に係る通勤手当の改正で、通勤距離の区分に応じ100円から3,500円までの幅で引き上げるものでございます。次に、議案書の18ページをお開き願います。第37条第2項の改正は、勤勉手当について年間支給月数の上限を100分の15月分引き上げるもので、一般職の職員の勤勉手当の支給月数を100分の75月分、再任用職員については100分の35月分に改正するものでございます。

次に、議案書の19ページをご覧ください。附則に第9項から第11項の3項を追加するものでございます。附則第9項は、初任給引上げに伴う在職者調整の規定で、平成27年1月1日の昇給時に4号給を加算するものでございます。附則第10項は、昇給処理にかかる規定でございます。また、附則第11項は、人事院勧告に準じて平成27年1

月1日の昇給に限り1号給抑制するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の12ページにお戻り願います。改正条例の第2条は、人事院勧告の「給与制度の総合的見直し」に係る、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございます。附則第5項の改正は、55歳を超える職員の給料等の減額規定で、当分の間の措置として平成22年度から実施されている給料等の1.5%減額支給について、給料月額の下げ措置を行うことから、減額期間を「当分の間」から「平成30年3月31日までの間」に改正するものでございます。また、第2条中別表は、13ページの給料表の改正で、人事院勧告に準じて給料表を平均2%引き下げるものでございます。議案書の15ページをお開き願います。附則といたしまして、施行期日を公布の日とし、第2条の改正規定については、平成27年4月1日とするものでございます。

第2項は第1条の給料等の改正に関する規定を、平成26年4月1日から遡及適用するものでございます。

第3項及び第4項は、経過措置についての規定でございます。

第5項は、平成26年12月に支給する勤勉手当の規定でございます。支給月数を一般職の職員の勤勉手当は100分の82.5月分、再任用職員は100分の37.5月分とするものでございます。

第6項は、改正前の条例により支給した給与は改正後の条例による内払いである旨の規定でございます。議案書の16ページをお開き願います。

第8項から第11項は、平成27年4月1日から実施する給料月額の下げに伴う激変緩和のため、3年間の現給保障を実施するものでございます。

なお、参考として、本年度実施の人事院勧告等に伴います影響額としまして、概ね4千800万円の増、一般職の1人当たりの平均支給額は、概ね7万4千円の増でございます。また、平成27年度実施の給与制度の総合的見直しに伴う影響額として、概ね5千700万円の減、一般職の1人当たりの平均支給額は、概ね8万8千円の減となるものでございます。ただし、激変緩和措置として3年間は現給保障を行うものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（有山正信君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり。)

討論なしと認め、討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6「議案第24号枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。角石予防部長。

○予防部長（角石信宏君） 只今、上程いただきました議案第24号「枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について」提案理由のご説明を申し上げます。恐れ入りますが議案書21ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、平成25年8月15日に発生した福知山市花火大会火災を踏まえ、消防法施行令が改正され、火災予防条例の制定基準が見直されたことに伴い、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等を義務付けるために、本条例の改正を行うものでございます。

なお、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備については、平成26年6月9日に開催されました平成26年第2回枚方寝屋川消防組合議会定例会に上程し、本条例を一部改正し、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することとしたところでございます。

それでは、この度の改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。恐れ入りますが、25ページをお開き願います。

はじめに、第42条の2につきましては、屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命、または、財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものに対して、消防署長は、指定催しとして指定しなければならないとするものでございます。

なお、この指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ主催する者から意見を聴取し、指定したときは通知するとともに公示しなければならないとするものでございます。

次に、第42条の3につきましては、指定催しを主催する者で、当該指定を受けたときは、防火担当者を定め、開催する日の14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を提出するとともに、当該業務を防火担当者に行わせなければならないとするものでございます。

次に、26ページをお開き願います。第45条につきましては、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出に、多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合を追加するものでございます。

次に、第50条につきましては、指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対して罰則を科するものでございます。

最後に、第51条につきましては、両罰規定について、他の法令との整合を図るため、所要の条文整備を行うものでございます。

恐れいりますが、議案書24ページにお戻り願います。附則としまして、施行期日を、平成27年4月1日とするものでございます。ただし、本条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、本条例による改正後の第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないこととしております。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（有山正信君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり。）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり。）

討論なしと認め、討論を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 一般質問を行います。一般質問については、前田議員から通告が

ありましたので質問を許します。前田議員。

○議員（前田富枝君） 一般質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。5分救急体制の整備計画について、お聞きします。

長尾・神田両出張所における5人体制での消防ポンプ車と救急車との兼務運用については、今年3月の第1回消防組合議会定例会において質問させていただき、当時の消防長である岡本前消防長から「今後の救急需要等の推移を見極めながら、運用効果を含めしっかりと検証していく」とご答弁をいただきました。その後、実際に運用が始まり9か月が経過しようとしています、その間の運用状況と検証内容についてお伺いします。

また、先月に神田管内である黒原旭町で発生した火災において2名の負傷者が発生していますが、その火災に神田出張所からは消防車が出動したとお聞きしています。

では、その火災には、どこの救急車が出動されたのでしょうか？併せてお伺いします。

○議長（有山正信君） 質問が終わりました。答弁を求めます。丹羽総務部長。

○総務部長（丹羽隆君） 消防ポンプ車と救急車の兼務運用の状況と検証についてお答えいたします。

まず、運用を開始いたしました本年4月から9月までの上半期の運用状況につきましてご説明を申し上げます。長尾及び神田出張所が救急出動した件数は、両出張所とも月平均約60件であり、1日平均では約2件となります。

次に検証ですが、両出張所では、消防ポンプ車、つまり火災への対応を基本とした上で、夜間等において救急事案に対応しているものですが、近隣署所から出動する場合と比較して、両出張所からの救急出動により現場到着までの時間短縮は図れたものと考察しております。

また、黒原旭町の火災に出動した救急隊は、西出張所の救急隊でございます。

○議長（有山正信君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。前田議員。

○議員（前田富枝君） 4月に運用を開始してからの半年間の状況をお示ししていただき、その検証もされていることはわかりました。しかし、黒原旭町の火災につきましては、西出張所の救急車が出動されたということですので、神田出張所からは消防車が出動し、救急車は出張所に残されたままということになります。これ自体が兼務運用のデメリットではないでしょうか。

このように、消防車が出動している同時間帯に、長尾や神田管内で救急事案が発生

したら、出張所内に救急車があるにも拘わらず、その救急事案には出動することはできないのが現状です。そんなことがあっていいのでしょうか？

確かに、近隣の救急車がそうした事案をカバーするとはいうものの、近隣の救急車が出払っていたら、さらに離れた署所からの出動となり、到着が大幅に遅れることとなり、助かる命も助からないということになりかねません。こうしたことに対して、消防組合としては、どのようにお考えになっているのか、消防長にお伺いいたします。

○議長（有山正信君） 質問が終わりました。答弁を求めます。藤中消防長。

○消防長（藤中明広君） 前田議員の2回目のご質問にお答えいたします。本消防組合では、現在、18署所のうち17ヶ所に救急車を配備しており、この台数は、総務省消防庁が示す市町村が目指すべき、目標とすべき「消防力の整備指針」で定める台数を上回っている状況であり、充足はいたしております。しかしながら、近年、救急需要の増加傾向に歯止めがかからない状況の下、第3次将来構想計画の基本目標である「救急体制の充実整備」で目指す5分救急体制の整備や救命率の向上を実現し、増加する救急事案に少しでも対応していくために、本年4月から長尾・神田両出張所において、5人体制で消防ポンプ車と救急車の兼務運用を開始したものであります。両出張所における兼務運用につきましては、引き続き、検証を行いながら、先日設置いたしました第4次将来構想計画策定委員会におきまして、今後の枚方・寝屋川両市の消防力、特に救急需要に対する救急体制の在り方につきまして、構成両市とともにしっかりと検討してまいります。

○議長（有山正信君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。前田議員。

○議員（前田富枝君） 3回目は要望とさせていただきます。総務省消防庁が示す消防力の整備指針で定める台数を上回っていても、人員が配置されていなければなんにもならないのではないのでしょうか。先ほども総務部長からの答弁がございましたけれども、夜間に対して救急車を配置しているということで一般の市民の方にとったら救急車があるということは、24時間対応していただいていると思っておられるのが状況だと思うのです。本当に「5分消防」「5分救急」体制を目指すのであれば、消防ポンプ車1台につき5人、救急車については3人の合計8人の職員を固定化し、火災や救急それぞれの事案に同時に対応できるように整備すべきであると思います。そのためにも、しっかりと人員の配置を行い、市民の安全安心の確保に一層努めていただきますよう、両市長に強く要望しまして質問を終わらせていただきます。

○議長（有山正信君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の会議に付されました案件をすべて終わりました。閉会に際し管理者からの挨拶を許します。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

年末、ことのほかお忙しい中、各案件につきまして慎重にご審議いただき、いずれもご認定・ご可決いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても職員一人ひとりが一層気を引き締め、年末年始の業務にあたってまいる所存です。

なお、新春恒例の「消防出初式」につきましては、1月11日（日）午前10時から枚方市三矢地先 淀川河川公園枚方地区 淀川アクアシアターにおいて、枚方市・寝屋川市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。

寒さ誠に厳しい折ではございますが、議員の皆様には是非ご臨席いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（有山正信君） 管理者のあいさつが終わりました。それでは私からも閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、年末、なにかとご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りありがとうございます。また、この1年間消防組合議会の運営などに、ご協力、ご支援賜りまして、重ねて御礼申し上げます。本年も残りわずかとなりました。皆様方には、つつがなく新年を迎えられますよう、高い席からではございますが、ご祈念を申しあげまして、本日の会議の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。本日は、ご苦勞様でございました。

（午前10時53分 閉会）

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成26年12月22日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 有山 正信

枚方寝屋川消防組合議会

議員 榎本 桂子

枚方寝屋川消防組合議会

議員 岡沢 龍一